

『ネット上のいじめ』 とは・・・

- 1.被害が短期間で極めて深刻になります
- 2.簡単に被害者にも加害者にもなってしまいます
- 3.個人情報や画像が流出し、悪用されています
- 4.実態を把握して対策をとることが困難です

パソコンや携帯電話から、ネット上の掲示板・ブログ・プロフ等に特定の子どもに関する誹謗・中傷を書き込む。

例えば・・・

いわゆる学校裏サイトに、「〇〇さんを無視しよう」「〇〇さんの顔がキモイ」などという実名入りの書き込みをされた。

ネット上の掲示板・ブログ・プロフ等に、実名や個人が特定できる表現を用いて、特定の子どもの個人情報や無断で掲載する。

例えば・・・

他人にホームページを無断で作成され、顔写真を勝手に載せられた上、「キモイ」「ウザイ」などの書き込みをされ、クラス全体から無視された。

特定の子どもが悪口や誹謗中傷を不特定多数の携帯電話等にメールで送信する。

(チェーンメール)

例えば・・・

「〇〇さんはいじめをしている。」という事実無根のメールを複数の人に送るよう促すメールが複数の生徒に送信された。

特定の子どもになりすましてネット上で活動し、その子の社会的信用を落とす行為などを行う。

(なりすましメール)

例えば・・・

他人になりすましてプロフが作成され、「暇だからメールして」などの書き込みとともに、メールアドレスや電話番号を勝手に記載された。

『ネット上のいじめ』の実態に目を向けよう

- ①児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査
調査結果はこちら http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/11/07110710/001.htm
- ②青少年が利用する学校非公式サイト等(いわゆる「学校裏サイト」)に関する調査
調査結果はこちら http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/04/08041805/001.htm

『ネット上のいじめ』から子どもたちを守るために』の全文をご覧になりたい方は、[文部科学省のホームページ](#)をご覧ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/06/08061612/002.htm

『ネット上のいじめ』から 子どもたちを守るために

—見直そう! ケータイ・ネットの利用のあり方を—



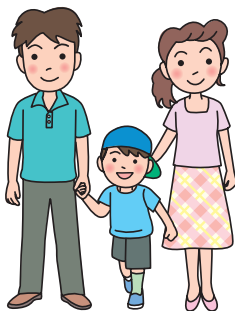
子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議

「ネット上のいじめ問題」に関する4つの提案

- 1 ケータイ・ネットに関する正しい知識をもち、利用の実態に目を向けよう! ➡【理解促進・実態把握】
- 2 「情報モラル」についてしっかりと教え、子どもたちにネットのリスク回避能力を身につけさせるとともに、ルールを確実に守らせよう! ➡【情報モラル教育の充実とルールの徹底】
- 3 普段からチェックをしっかりと行うとともに、発見した場合には迅速かつ適切な対応を! ➡【未然防止・早期発見・早期対応】
- 4 いじめられた子どもを守り通そう! ➡【いじめられた子ども等へのケア】

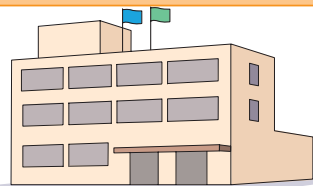
家庭では

- 携帯電話やインターネットのメディア特性等をしっかり学び、理解を深めましょう。
- 子どもたちの携帯電話やインターネットの**利用の実態を十分に把握**することが重要です。
- 携帯電話の必要性・危険性についてしっかりと話し合い、必要がない限り持たせないようにしましょう。持たせる場合は、**家庭内でのルール**をつくり、徹底することが必要です。特に、子どもの携帯電話には、**フィルタリング**を必ず設定しましょう。
- 『ネットいじめ』に関して、子どもが発する危険信号に十分留意しましょう。またいじめの未然防止・早期発見のために、学校や地域の方々々と連携しつつ、**ネット上の巡回・閲覧活動**に協力していくことも考えられます。
- 学校と連携して、いじめを受けた子どもへのきめ細やかなケアを行きましょう。



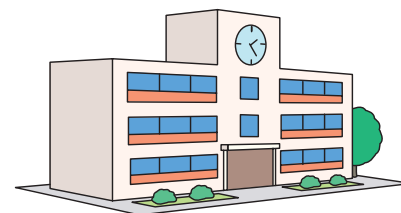
行政では

- 子どもたちの携帯電話やインターネットの利用や「ネットいじめ」等の**実態把握**を行い、**情報提供**していくことが必要です。また、**教師や保護者向けの研修や説明会**などを通じて、理解の促進に努めましょう。
- 「情報モラル」に関する**指導方法のより一層の改善・充実**が必要です。
- 学校での携帯電話の取扱いに関するルールの策定を徹底するとともに、家庭に対して、情報モラルについて話し合うことを呼びかけ、フィルタリングの普及を働きかけましょう。
- 実践的な研修の実施や、ネット上のパトロールを行う人材養成機関への支援、「対応マニュアル」や「ネット上のいじめ問題」に関する取組事例集を作成・配布することが必要です。



学校では

- 携帯電話やインターネットのメディア特性等をしっかり学び、理解を深めましょう。
- 子どもたちの携帯電話やインターネットの**利用の実態を十分に把握**することが重要です。
- 新しい学習指導要領を踏まえ、「**情報モラル**」の指導をより一層の**充実**することが必要です。
- 学校での**携帯電話の取扱いに関するルール**を必ず策定し、徹底しましょう。その際、特に小・中学校においては真に必要な場合を除き、学校へは持ち込まないことも検討すべきです。
- 家庭に対し、情報モラルについてしっかりと話し合うことを呼びかけるとともに、フィルタリングの普及を働きかけましょう。
- 子どもが発する危険信号を把握するように努め、未然防止・早期発見の観点から、保護者や地域の方々との協力を得つつ、**学校非公式サイト等の巡回・閲覧活動**を実施していくことが重要です。
- 誹謗・中傷を発見した場合には、被害児童生徒や保護者に対して迅速かつ適切に対応するとともに、日頃から校内の相談体制を整備しておきましょう。



関連企業では

- **社会的責任を認識**し、子どもたちの携帯電話やインターネットの利用実態に目を向け、**フィルタリングの設定**をはじめとした適切な措置を講じていくことが期待されます。
- 悪質な書き込み等に関する**チェック体制の整備**や**日常的な巡回活動**、削除要請に対する**迅速な対応**、ネット上のパトロールを行う人材養成への協力などが期待されます。

